

スペシャルトピック1

# 新型コロナウイルス感染症拡大収束に向けて 緊急経済対策——2020年度補正予算

政府は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、早期に収束させるために、これまで「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」第1弾（2月13日）、第2弾（3月10日）などの「緊急対応策」を講じてきた。この間、2月27日に全国の小・中・高等学校、特別支援学校等の設置者に対し、3月2日から春休みまでの、全国一斉の臨時休業を要請している（緊急対応策等については本誌2020年4月号P32-33）。

次いで、3月26日には新型コロナウイルスの感染拡大を受け、改正新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に基づく政府対策本部を設置。4月7日、新型コロナウイルスの感染が都市部で急速に拡大している事態を受けて、安倍晋三首相は対策本部で、特措法に基づく「緊急事態宣言」を発出。人と人との接触を最低7、極力8割削減するという目標の実現に向けて、外出の自粛を要請した。対象地域は、感染が拡大している東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡——の7都府県で、期間は大型連休が終わる5月6日までとした。

同日、政府は臨時閣議を開き、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、収入が減少した世帯への現金30万円の給付（「生活支援臨時給付金（仮称）」）などを含む事業規模の総額で108兆円程度となる緊急経済対策（財政支出39.5兆円）と、2020年度補正予算案を決定した。

しかし、生活支援臨時給付金につい

て、与野党などから給付範囲の狭さなどの指摘がある一方で、東京都や大阪府等大都市部での感染者数の拡大が継続。対策本部は4月16日、緊急事態宣言の区域を日本全国に拡大することを決定した。大型連休中に感染者が多い都市部から地方へ人の流れが生まれることにより、「全国かつ急速なまん延を確実に引き起こすこと」を避けるためだ。

翌17日、安倍首相は記者会見で、感染症の影響が長引き、全ての国民が厳しい状況に置かれることから、全国全ての国民を対象に、一律に1人当たり10万円の給付を行うことを表明。4月7日の補正予算案では、収入が減少した世帯へ現金30万円を給付する措置を予定していたが、これを組み替えることとした。

政府は、4月20日、組み替えた補正予算案を閣議決定。これを踏まえ、緊急経済対策も変更した。国民一律1人当たり10万円を給付することにより、緊急経済対策の事業規模の総額は117.1兆円程度（財政支出48.4兆円）となった（補正予算案は4月30日、参議院本会議において可決・成立）。



その後、5月4日、対策本部は、緊急事態宣言発出後の現状について、「我が国は諸外国のような爆発的な感染拡大には至っておらず、全国の実効再生産数も1を下回るなど、一定の成果が現れ始めているものの、現時点では、まだかなりの数の新規感染者数を認め、感染者の減少も十分なレベルとは言え

ない」などとする専門家の見解を指摘。安倍首相は、緊急事態措置の実施期間を、5月31日まで延長することを表明した。実施区域は、全都道府県。東京都、大阪府、北海道などの13の特定警戒都道府県では、引き続きこれまでと同様の取組とする一方で、それ以外の県では、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立に配慮した取組への段階的な移行を一部容認した（本稿執筆時点は5月7日、以下、4月20日時点の変更後の緊急経済対策に基づき記述する）。

## 緊急経済対策・補正予算案

### 緊急経済対策

緊急経済対策は、感染症拡大の収束に目途がつくまでの間の「緊急支援フェーズ」と、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進を盛り込んだ「V字回復フェーズ」——の2段階で構成されている。

### 都道府県支援で「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を創設

「緊急支援フェーズ」で取り組む施策としては、感染拡大防止策や医療提供体制の整備のため、地域の感染状況等の実情に応じて、各都道府県が必要とする対応を柔軟かつ機動的に実行できるように、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」を創設した。なお、対策では、これらの予算を補正予算に計上するが、今後の

動向については見込み難い面もあることから、新型コロナウイルス感染症の拡大やワクチン等の開発状況等を踏まえ、さらなる対応が必要となる場合には、別途措置する「新型コロナウイルス感染症対策予備費（仮称）」を活用して、交付金を増額するなど、必要な措置を速やかに講ずる、としている。

### 中小やフリーランスに対し「持続化給付金」を創設

「雇用の維持と事業の継続」関連では、雇用調整助成金について、緊急対応期間（令和2年4月1日から6月30日まで）において、助成率を、中小企業は5分の4、大企業は3分の2に引き上げ、さらに解雇等を行わない場合には、中小企業は10分の9、大企業は4分の3とする。雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とするなどの拡充も行う。あわせて、制度を利用する事業者の利便のため、残業相殺の停止、支給迅速化のための事務処理体制の強化、手続の簡素化を行う。

中小・小規模事業者や中堅企業・大企業の資金繰り対策も強化する。日本政策金融公庫等による特別貸付及び危機対応業務による資金繰り支援（中小・小規模事業者への実質無利子含む）の継続等を行う。

さらに、特に中堅・中小・小規模事業者や、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業の継続を支援するため新たな給付金制度を創設することを掲げた。具体的には、「持続化給付金（仮称）」として、事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者に対して、中堅・中小企業の場合で上限200万円、個人事業主の場合で上限100万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する。

### 国民1人当たり10万円を給付

一方、対策では、緊急事態宣言の下、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要があるため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ確に家計への支援を行うことを指摘。新たな給付金（特別定額給付金（仮称））として、1人当たり一律10万円の給付を行うことを盛り込んだ。また、マイナンバーカードを活用した受付システムの整備も行う。

さらに、子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童1人当たり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。これらの給付金については、所得税及び個人住民税を非課税とする措置等も講ずる。

感染症の影響により一定程度収入が下がった者等に対しては、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。

また、対策では、収入の減少により生活に困窮している者に対する緊急小口資金等の特例を継続的に実施する観点から必要な予算も確保するとした。具体的には、緊急小口資金で最大20万円を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、2人以上世帯の場合は最大20万円を3カ月間貸し付けることで対応（合計80万円）するとともに、償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できることとする、としている。

そのほか、対策は、税制措置も強化した。イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減していることから、収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税及び社会保険料につい

て、無担保かつ延滞税なしで1年間、納付を猶予する特例を設けた。

### 収束後に消費キャンペーンを実施

他方、「V字回復フェーズ」では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業を対象に、「Go To キャンペーン（仮称）」として、感染症の拡大が収束した後の一定期間に限定して、官民一体型の消費喚起キャンペーンを実施する。具体的には、キャンペーン期間中の旅行商品を購入した消費者や、飲食店を予約・来店した消費者、飲食店で使える食事券を購入した消費者や、イベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・ポイント・クーポン券等を付与する、などとしている。

### 厚生労働省補正予算案

厚生労働省補正予算案で盛り込まれた追加額は、1兆6,371億円（うち労働保険特別会計9,101億円）。主要施策は、①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発（6,695億円）、②雇用の維持と事業の継続（9,627億円）、③強靱な経済構造の構築（54億円）——の三つとなっている。

### 緊急包括支援交付金を創設

「①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発」関連では、病床の確保、医療機器導入の支援など医療提供体制の整備を盛り込んだ。具体的には、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）の創設に1,490億円を計上した。新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な医療提供体制の整備等について、都道府県の取組を包括的に支援す

るための新たな交付金を創設し、受入病床の確保、応援医師等の派遣、軽症者の療養体制の確保などを支援する。

また、人工呼吸器の確保には265億円を要求した。新型コロナウイルス感染症による重症患者の治療に用いる人工呼吸器について、メーカー等に増産や輸入拡大を要請することで、国において必要な量を確保することが狙いだ。

治療薬・ワクチンの研究開発等にも、275億円を計上。新たな国内発ワクチンの開発を促進するとともに、既存の治療薬等の治療効果および安全性の検討、新型コロナウイルスに関連した消毒・換気等環境管理に関する研究を支援する。

予算案では、マスク、消毒用エタノール等の確保などの感染拡大防止策も盛り込んだ。具体的には、マスク、消毒用エタノール等の物資の確保に、1,838億円を計上した。品薄で確保が困難となっているサージカルマスク、N95マスク、ガウン、フェイスシールド、消毒用エタノール等を国で買い上げ、必要な医療機関等に優先配布を行う（必要に応じて備蓄も行う）。

さらに、再利用可能な布製マスクや医療用以外の使い捨てマスクを買い上げ、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等に配布するとともに、妊婦に布製マスクを配布する。また、再利用可能な布製マスクを買い上げ、全世帯を対象として1住所当たり2枚ずつ配布する。

### 休校に伴う保護者の休暇取得支援

「①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発」関連の労働分野では、小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援に1,673億円を計上した。

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合

等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた企業に対する助成金を支給する。同様の理由で委託を受けて個人で仕事をする者が、契約した仕事をできなくなった場合にも支援する。支給額は、労働者を雇用する事業主については、有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10で、日額の上限は8,330円。一方、委託を受けて個人で仕事をする者については、就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）となっている。この措置は、2月27日の小学校等の臨時休業要請を踏まえ、2月27日から3月31日までの間に取得した休暇等について支援を行っていたが、厚生労働省では、対象となる休暇取得の期限を延長し、4月1日から6月30日までの間に取得した休暇等についても支援を行う、としている（3月31日厚生労働省発表）。

### 雇調金の特例措置のさらなる拡大

「②雇用の維持と事業の継続」関連では、雇用調整助成金の特例措置のさらなる拡大で、8,330億円を要求した。新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、雇用調整助成金について、緊急対応期間（令和2年4月1日から6月30日まで）において、助成率を引き上げる（中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3）。さらに解雇等を行わない場合には、中小企業9/10、大企業3/4とする。雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とするなどの拡充も行う。

内定取消者への就職支援、求職者支援訓練の拡充等では、156億円を計上

した。新卒応援ハローワークにおいて、内定取り消しにあった学生等への相談、就職あっせん及び事業所への個別求人開拓等の支援を強化する。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった者等に対して、国民健康保険、介護保険等の保険料の減免を行った市町村等に対する財政支援に365億円を計上。新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し、一時的な資金が必要な者に対しては、緊急の貸付等を実施するために、359億円を計上した。

住居を失うおそれのある生活困窮者等への支援の拡充にも27億円を計上した。離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、支給対象の見直しを行い、支援を拡充する。

他方、事業の継続支援では、生活衛生関係営業者への資金繰り支援の拡充等で、294億円を要求した。具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者の資金繰りを強力に支援するため、既往債務の借換を含め、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による無利子・無担保の貸付を行う。

なお、「③強靱な経済構造の構築」関連では、医薬品安定確保のための原薬等設備整備の支援で、30億円を要求した。海外依存度の高い原薬等を国内製造しようとする製薬企業等に対し、製造所の生産設備に係る費用を補助する。

さらに、中小企業等におけるテレワーク導入支援でも、10億円を計上。テレワークを新規で導入する中小企業等に対し、テレワーク用通信機器の導入・運用等に係る経費について助成金により支援する。

雇用調整助成金のさらなる拡充

緊急経済対策では、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、雇用調整助成金について、緊急対応期間（令和2年4月1日～同年6月30日）において、助成率引き上げなどの雇用調整助成金の特例措置の拡大を盛り込んでいる。

これらを踏まえ、厚生労働省では4月10日、緊急対応期間の休業等の上乗せ特例を発表した。具体的には、休業又は教育訓練を実施した場合の助成率の引き上げ（中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3）を実施（さらに解雇等を行わない場合には、中小企業9/10、大企業3/4）。

また、教育訓練の加算額の引き上げも行った。教育訓練が必要な被保険者に対して教育訓練を実施した場合の加算額（対象被保険者1人1日当たり）

を、中小企業については1,200円から2,400円へ、大企業については1,200円から1,800円に引き上げた。

なお、雇用調整助成金は、通常、雇用保険の被保険者が対象だが、緊急対応期間において、雇用保険の被保険者ではない労働者なども対象とする。例えば、週20時間未満の労働者（パート・アルバイト（学生も含む））などが対象だ。

そのほか、雇用調整助成金の運用面の特例も盛り込んだ。具体的には、短時間休業については、従来、事業所等の労働者が一斉に休業する必要があったが、事業所内の部門、店舗等施設ごとの休業も対象となる。

休業規模の要件も緩和した。対象労働者の所定労働日数に対する休業等の延べ日数の割合（休業規模要件）について、中小企業は1/20以上、大企業は1/15以上としていたが、これを中小企業は1/40以上、大企業は1/30

以上に緩和している。残業相殺制度（支給対象となる休業等から時間外労働等の時間を相殺して支給すること）も当面停止する（図表1）。

中小企業への雇調金のさらなる拡充

次いで、同省は、4月25日、中小企業において、労働基準法上の基準（60%）を超える高率の休業手当が支払われ、また、休業等要請を受けた場合にも労働者の雇用の維持と生活の安定が図られるための雇用調整助成金の拡充案を発表した。

拡充案は、（1）休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする、（2）都道府県知事から休業等要請を受けるなどの一定の要件を満たす場合に、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする——の二つ（対象労働者1人1日当たり8,330円が上限）。

図表1 新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度
特例以外の場合の雇用調整助成金	<p>新型コロナウイルス感染症特例措置</p> <p><b>緊急対応期間</b> (4月1日から6月30日まで)</p> <p>感染拡大防止のため、この期間中は、<b>全国で</b>以下の特例措置を実施</p>
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業）)
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日まで）
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間
短時間一斉休業のみ 休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	短時間休業の要件を緩和 併せて、休業規模要件を緩和（1/40(中小)、1/30(大企業)）
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率2/3(中小)、1/2(大企業) 加算額1,200円	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合9/10（中小）、3/4（大企業）) 加算額 2,400円(中小)、1,800円（大企業）

資料出所：「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置を追加実施するとともに、申請書類の大幅な簡素化を行います」（厚生労働省、令和2年4月10日発表）

(1) 休業手当支払率60%を超える部分の助成率を100%にする特例

労働基準法26条では、業績悪化などによる従業員への休業要請など「使用者の責めに帰すべき事由」により、従業員を休業させる場合、平均賃金の60%以上の休業手当を支払わなければならないと規定されている。

今回の拡充案1では、中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に10/10とする（教育訓練を行わせた場合も同様）。

例えば、従業員に休業手当を労基法の基準（60%）で支払っている場合、現行では、雇用調整助成金は54%（ $60\% \times 9/10$ ）となり、会社負担は6%となる。これを賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合（休業手

当100%）、現行では、雇用調整助成金は90%（ $100\% \times 9/10$ ）となり、会社負担は10%となる。

一方、今回の拡充案1では、休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする。例えば、休業手当100%であれば、60%を超える部分については全額助成となることから、雇用調整助成金は94%となり、会社負担は6%となる（図表2 拡充1）。これにより、企業が休業手当として賃金の6割を支払っても、全額を支払っても負担は同じとなることから、企業に休業手当で賃金全額の支払いを促す拡充案となっている。

(2) 休業等要請の場合の休業手当全体の助成率を100%にする特例

拡充案2では、都道府県知事から休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合に、次

の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に10/10にする（教育訓練を行わせた場合も同様）。

要件とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主で、これに協力して休業等を行っていることと、次のいずれかに該当する手当を支払っていること。該当する手当とは、①労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること、②上限額（8,330円）以上の休業手当を支払っていること（支払率60%以上である場合に限る）——のいずれかとなっている（図表2 拡充2）。（調査部）

\*安倍晋三首相は5月14日の新型コロナ対策本部で、感染拡大に対応するため、2020年度第2次補正予算案の編成を指示。その後の記者会見では、雇用調整助成金のさらなる拡充についても言及した。本稿脱稿後のこうした動きについては、次号で詳報する予定。

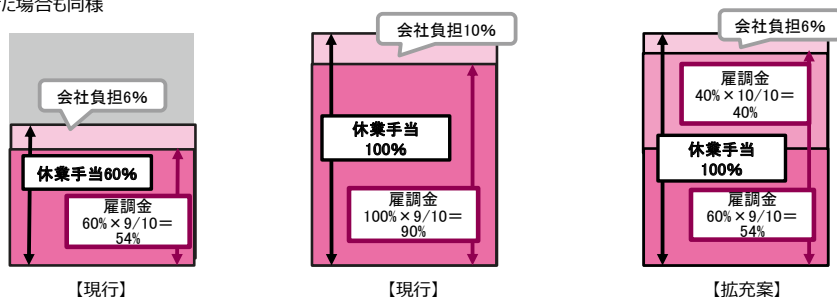
図表2 雇用調整助成金の更なる拡充について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止が図られる中で、経済活動に急激な影響が及ぶとともに、長期にわたる休業が求められており、労働者の雇用を維持し、その生活の安定を確保することが重要。
- このため、支払能力の乏しい企業においても、労働基準法上の基準（60%）を超える高率の休業手当が支払われ、また、休業等要請を受けた場合にも労働者の雇用の維持と生活の安定が図られるよう、以下の拡充を行う。

拡充1. 休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする

中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に10/10とする。

※ 教育訓練を行わせた場合も同様



拡充2. 1のうち一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする

休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、下記の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること
- 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること
  - ①労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること
  - ②上限額（8,330円）以上の休業手当を支払っていること（支払率60%以上である場合に限る）

※ 教育訓練を行わせた場合も同様

**適用日** 令和2年4月8日以降の休業等に遡及（4月8日以降の期間を含む支給単位期間に適用）

※対象労働者1人1日当たり8,330円が上限

資料出所：「新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大について」（厚生労働省、令和2年4月25日発表）より、編集部作成。